

行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十四号

#### 行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の還付) 第六条 (略) 一・二 (略) 三 その他知事が特別の理由があると認めた場合 知事が適当と認めた額</p>	<p>(使用料の還付) 第六条 (略) 一・二 (略)</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の行政財産の使用料に関する条例の規定は、令和二年四月一日から適用する。